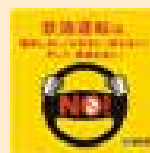


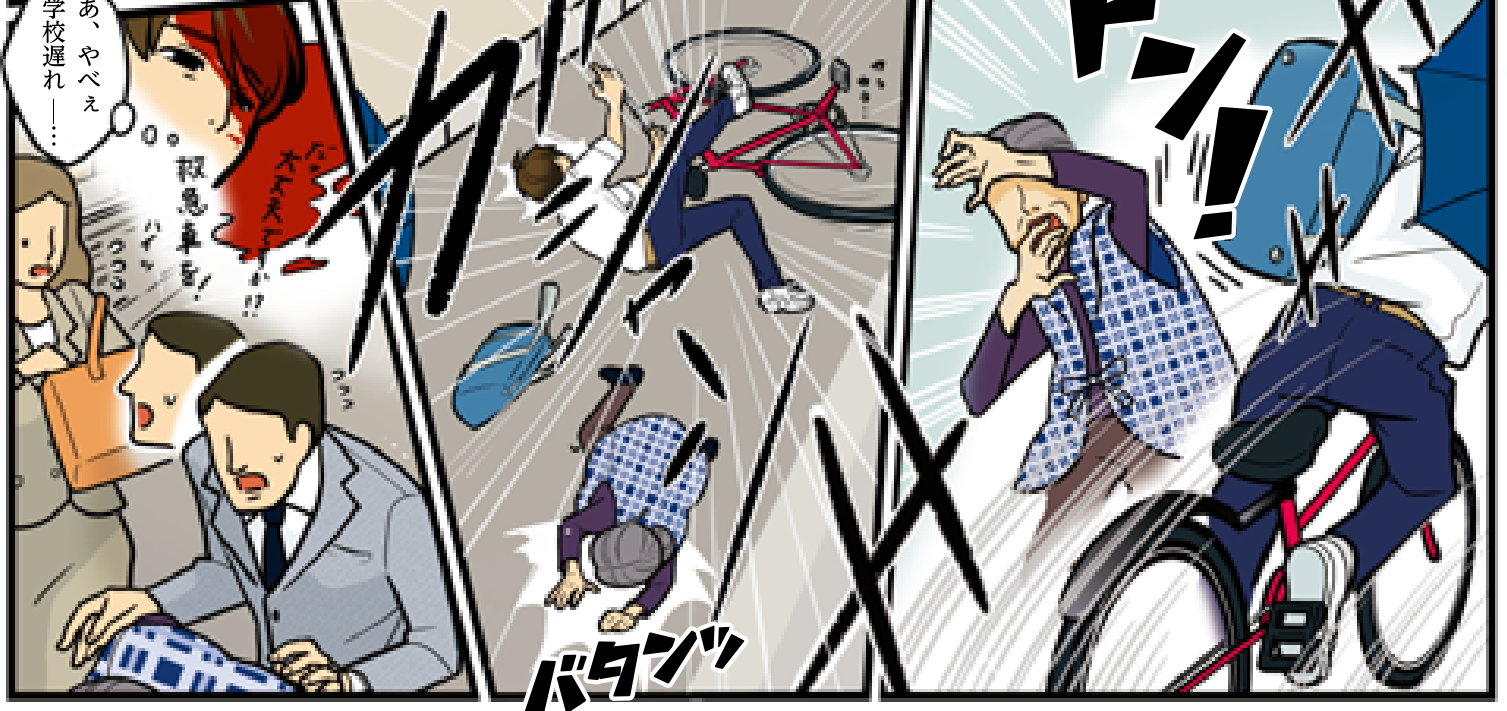
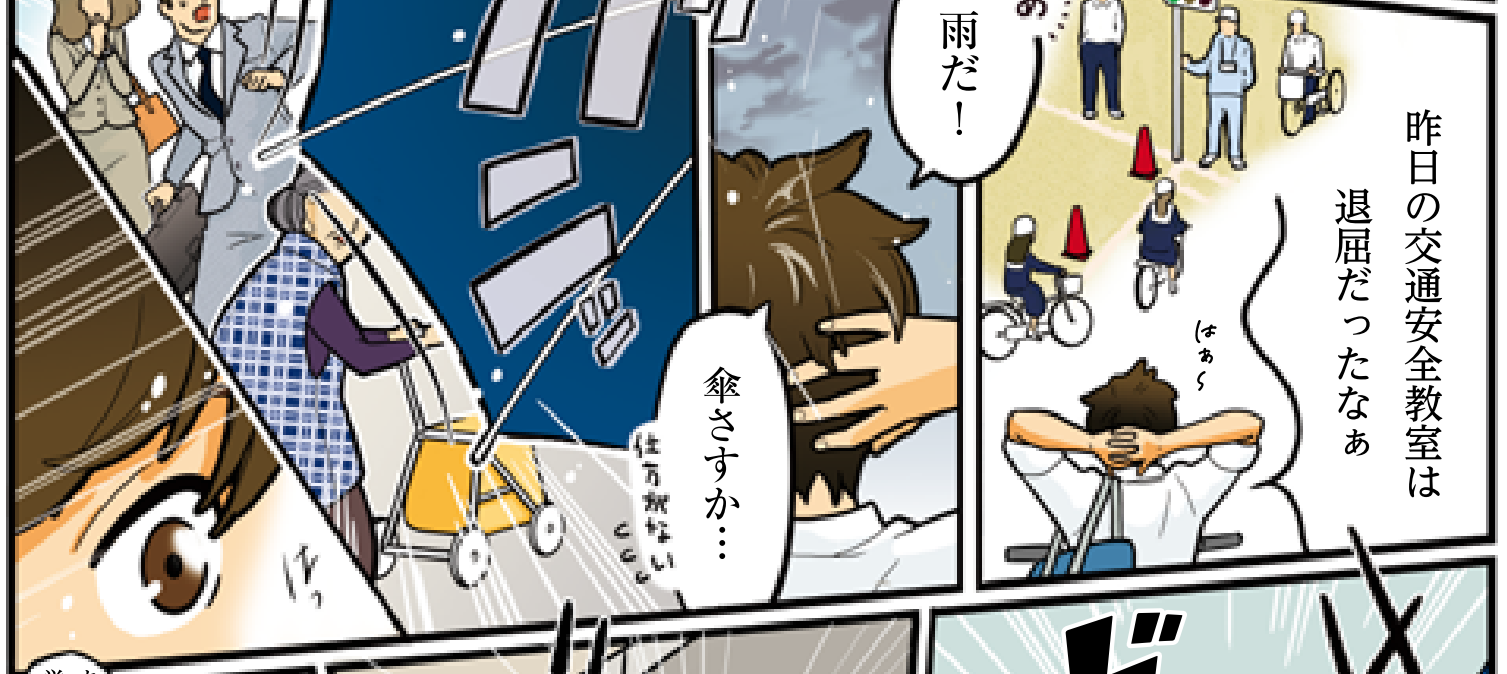
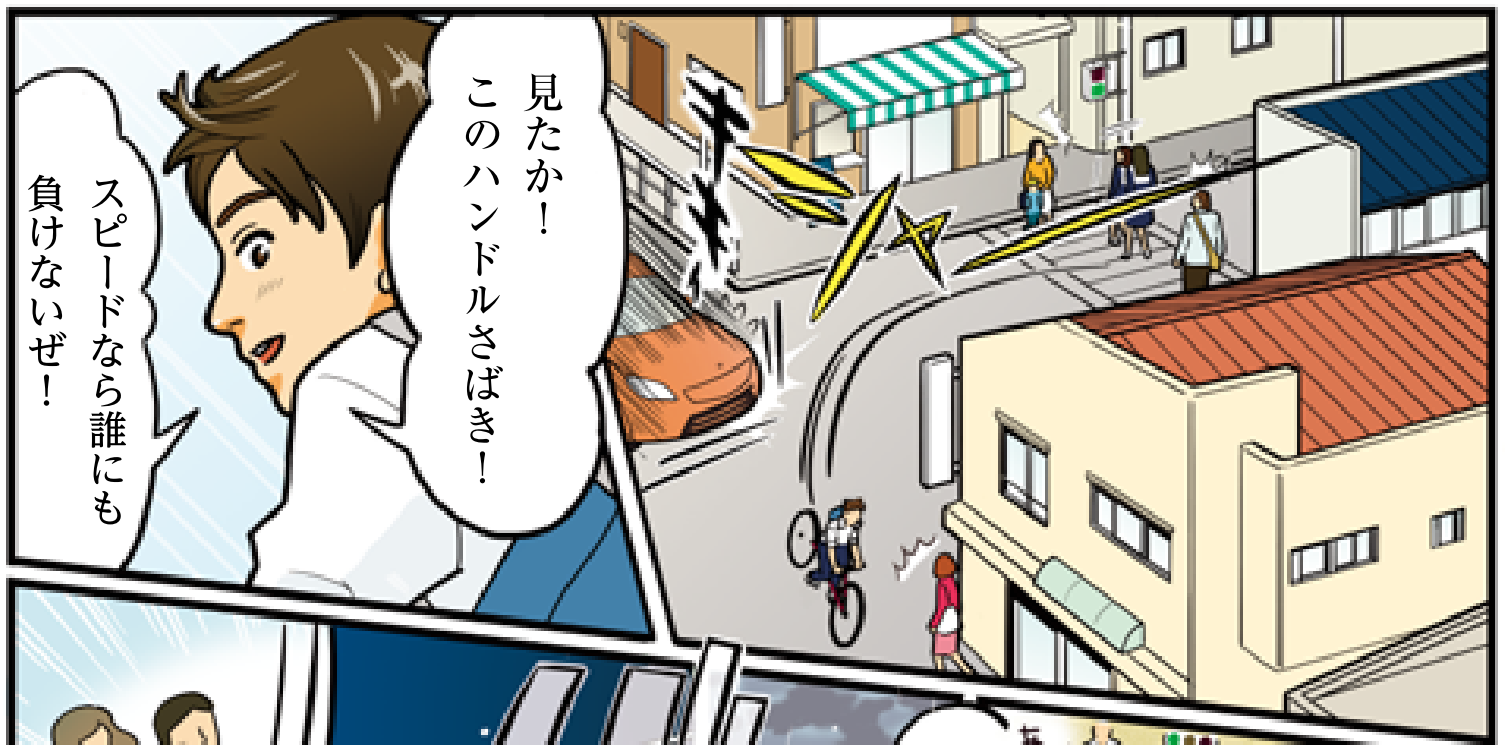
アトノマツリ

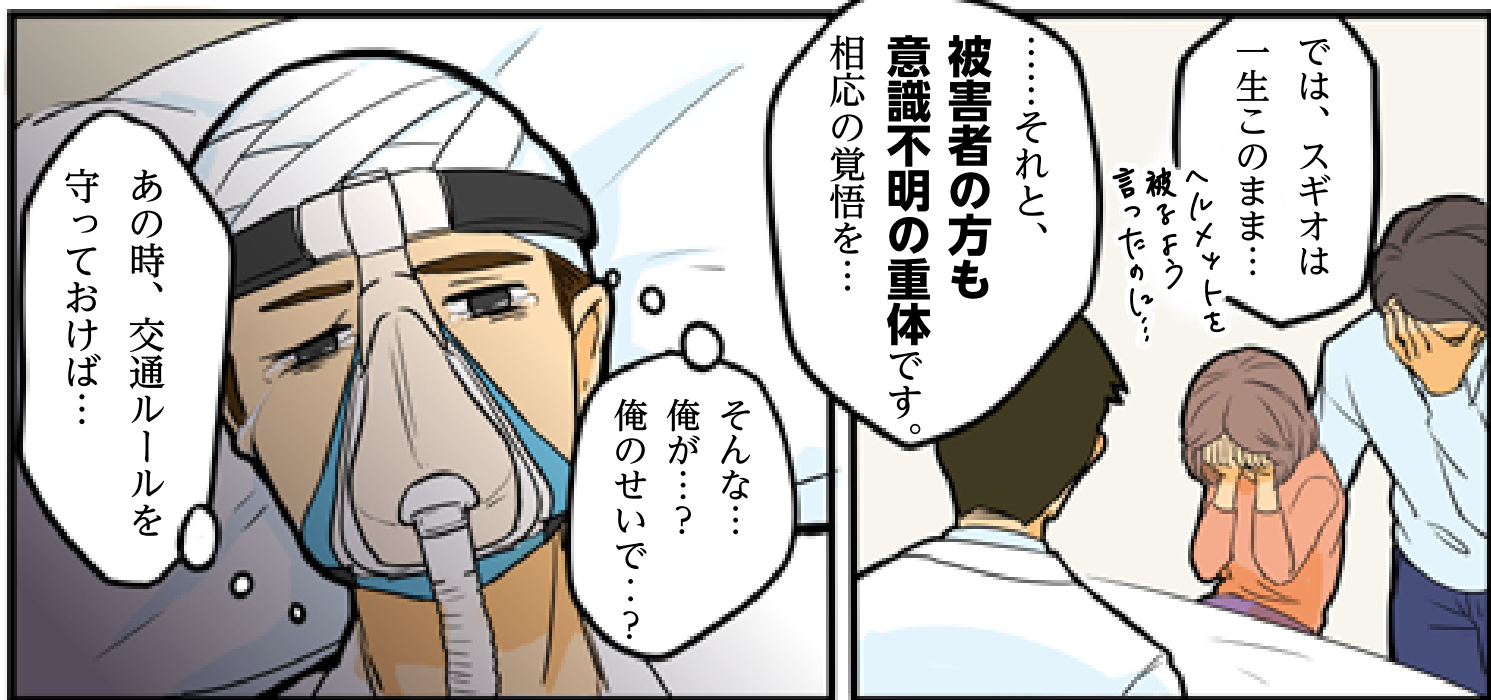
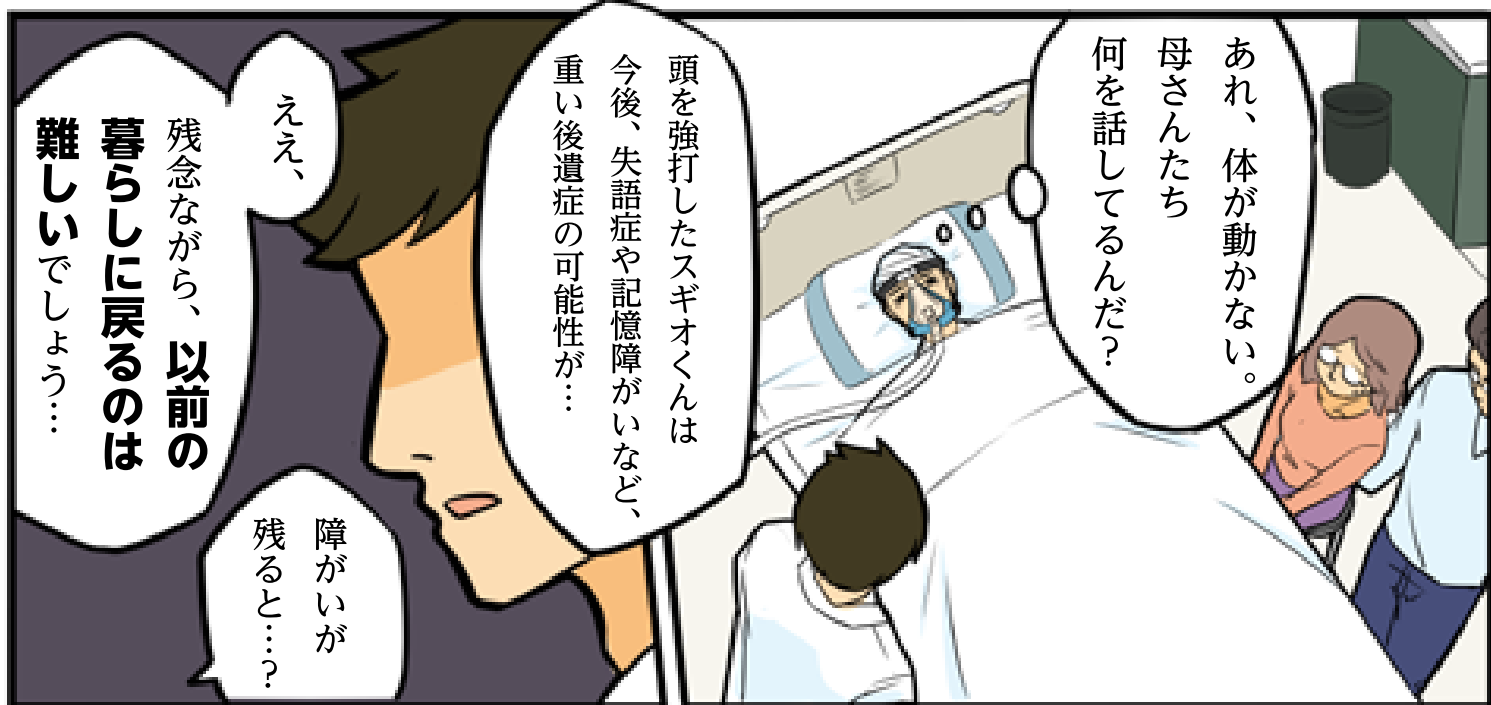
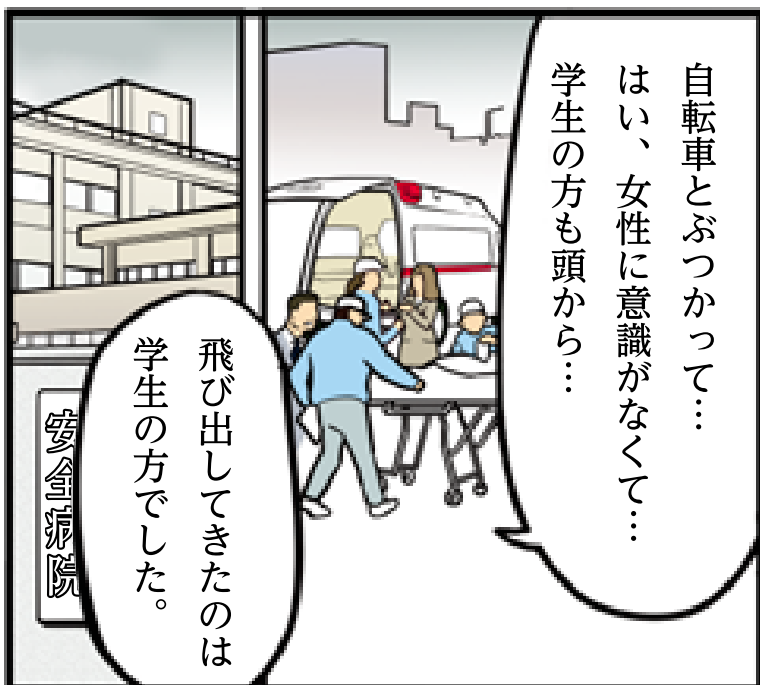
～ 甘くみないで、自転車事故～



交通事故をなくす福岡県県民運動本部







スギオは理解していなかった…

自転車も自動車と同じ「車両」であることを。

事故を起こした責任も、自動車と同じであることを。

あの日、交通安全教室でも学んだことだった。

この後、スギオの家族は被害者から多額の賠償金を請求される。

スギオ自身も、加害者として刑事責任を問われるとともに、

頭部に重傷を負い、今までの生活が困難となる…

刑事責任

損害賠償



世間の目

自身の大けが

自分・家族の将来

甘くみないで、自転車事故。

身勝手に危険な運転は、他人を不幸にする。

自身も大けがを負い、家族も巻き添えにする。

気づいてからではもう遅い、そう…

アトノマツリ

まずは

自転車の点検整備をしましょう！

ベル・ブザー
よく鳴るか

ハンドル
前輪と直角にしっかり
固定されているか

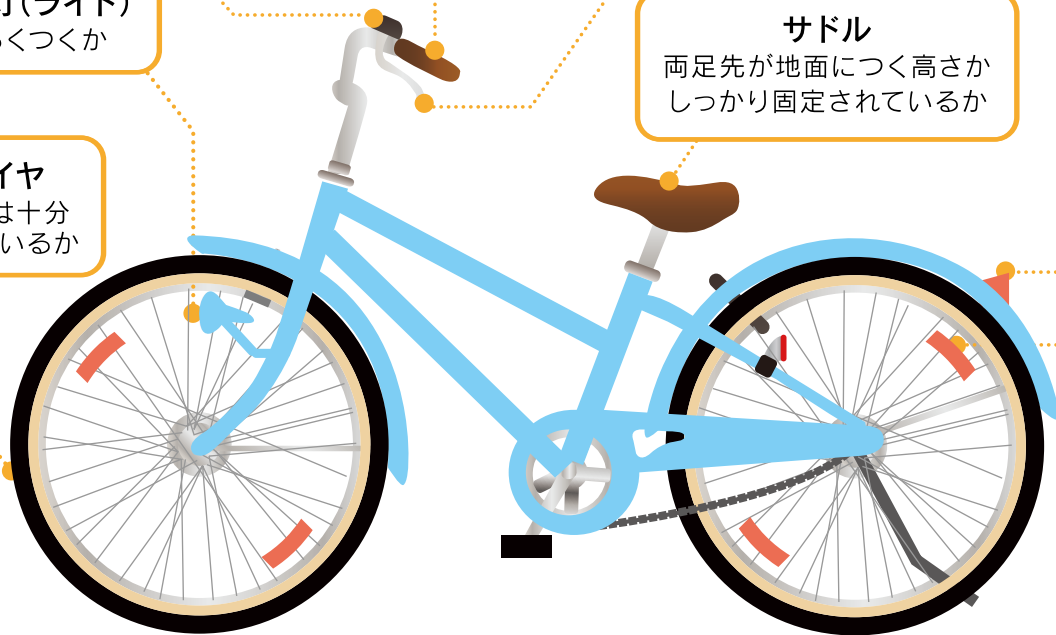
ブレーキ
前後とも
よくきくか

尾灯や反射器材
横や後方から
よく見えるか

前照灯(ライト)
明るくつくか

タイヤ
空気は十分
入っているか

サドル
両足先が地面につく高さか
しっかり固定されているか



必ず！

自転車の保険に入りましょう！

自転車だから、ぶつかっても被害は小さい、大きな事故にはならない
そう思っていないませんか？

※県の条例で加入が義務化されています。

損害賠償額
9,521万円
神戸地裁(H25.7)



小学生が夜間、歩行者(62歳)と
正面衝突。歩行者は頭蓋骨骨折
等で意識不明の重体。

NO!!

高額な賠償を命じられるケースも
あります。万が一に備え、必ず自転
車保険に加入しましょう。

加入の仕方や取扱事業者はこちらから



未成年の方は、
保護者の方と
一緒に確認し
ましょう

知って
いますか？

自転車安全利用五則

自転車の主な交通ルール

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。そして、道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

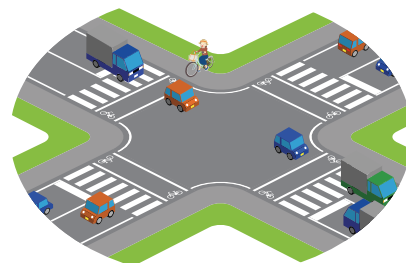
歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
(通行部分が指定されていない歩道、普通自転車の場合)



2 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では信号に従い、青信号でも周囲の安全を確認しましょう。

一時停止のある交差点では必ず一時停止しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間はライトをつけなければなりません。
自転車に乗る前にライトがつくか点検しましょう。

4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。
※酒気帯び運転(基準値以上)、酒酔い運転は、
道路交通法上の罰則の対象となります。

5 ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、全員が乗車用ヘルメットをかぶりましょう。また、幼児・児童の保護者は、幼児・児童が自転車を運転するときには、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。

頭にあったヘルメットを、「先端はまゆ毛の上あたりで水平に」、「あごひもは指が1〜2本入る程度に調整」して着用しましょう。

※SGマークやJCFマーク等の安全基準を満たしたヘルメットを選びましょう。



SGマーク

JCFマーク

ツバの付いたタイプや帽子型など、
おしゃれなヘルメットも増えています！



カギ付きの袋も
保管に便利！



年間
約3,000件

福岡県の自転車事故の現状

福岡県内では、**年間約3,000件**の自転車関連事故が発生しています。そのうち、10代、20代の若い年齢の方が加害者・被害者となる事故は全体の**約半分**を占めています。

こんなところで、事故が起こっている!!

交差点での事故



- ◆交差点では必ず一時停止して、左右の安全を確かめる。
- ◆信号の変わり目でのかけ込み横断は危険。無理な横断は絶対しない。

歩行者との事故



- ◆歩道では歩行者優先。歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止又は自転車を降りて押して通行する。
- ◆歩道では車道寄りを通行し、すぐに止まれる速さで走行する。

自転車利用者は、
被害者にも加害者にもなる可能性があります!

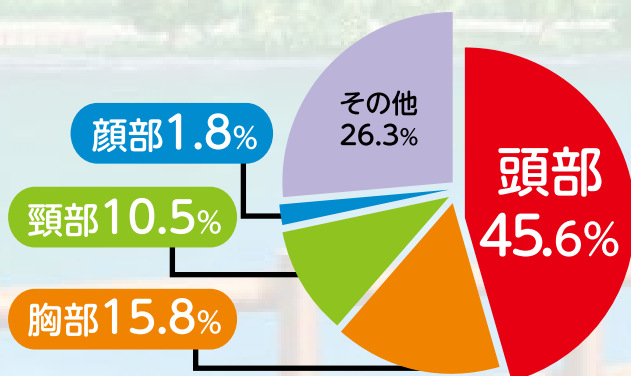
大切な命を守るため ヘルメットを着用！

お気に入りのヘルメットを着用し、
安全な運転を！

道路交通法により、全ての自転車利用者の
乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

自転車事故で亡くなられた方の
多くが頭部に致命傷を負っています

致死率を下げるためにはヘルメットを着用し、
頭部を守ることが重要です。



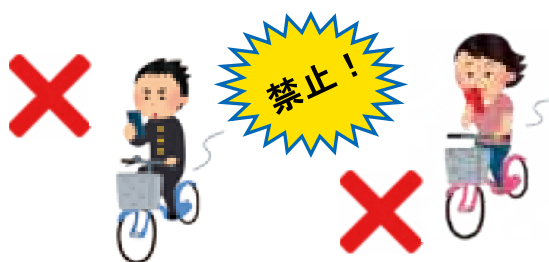
自転車乗車中死者の人身損傷主部位
(令和2年から令和6年までの累計 福岡県警察)



自転車の危険な運転に罰則が整備

～令和6年11月1日 道路交通法改正～

運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、
自転車に乗りながら通話する行為、
画面を注視する行為が罰則の対象に！



詳細はこちら

酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類
の提供や同乗・自転車の提供に対して
罰則が整備！

※ 道路交通法の改正に伴い福岡県飲酒運転撲滅条例も
改正されました。

守れ

自分の命



高校生自転車ヘルメット着用促進動画・ポスターコンクール 入賞作品

主催:福岡県警察、(一財)福岡県交通安全協会